# 高等学校等就学支援金制度について

### 制度趣旨

本制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

# 制度概要

国公私立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満(市町村民税所得割額が30万4,200円(モデル世帯(\*)で年収910万円)未満)の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給します。

(\*)両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯。

就学支援金の受給にあたっては、申請書とともに、市町村民税所得割額が確認できるもの(市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等)を学校を通じて提出していただく必要があります。

なお、就学支援金は簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者(学校)が生徒本人に 代わって受け取り、授業料またはその一部と相殺する仕組みになっています。



# 【 Ⅰ 受給資格 】

いずれの要件も満たす必要があります。

#### 1. 在学要件

下記の学校に在学している方が対象です。

- ·国立·公立·私立高等学校(全日制、定時制、通信制) ※専攻科·別科を除く
- ・国立・公立・私立中等教育学校の後期課程 ※専攻科・別科を除く
- ・国立・公立・私立特別支援学校の高等部
- ・国立・公立・私立高等専門学校(第一学年から第三学年まで)
- ・国立・公立・私立専修学校の高等課程
- ・国立・公立・私立専修学校の一般課程(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設)
- ·国立·公立·私立各種学校(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指 定外国人学校)

ただし、高等学校等を既に卒業した生徒、3 年(定時制・通信制は 4 年)を超えて在学している生徒、 科目履修生、聴講生等は対象となりません。

#### 2. 在住要件

日本国内に住所を有する方が対象です。

#### 3. 所得要件

保護者等(\*)の市町村民税所得割額の合計が30万4,200円未満である方が対象です。

(\*)原則、親権者(両親がいる場合は 2 名の合算額で判断。)、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者又は生徒本人の市町村民税所得割額で判断。

## 【Ⅱ 受給に必要な手続き】

原則、入学時の4月に下記の書類を学校等に提出していただく必要があります。(具体の期限については 各学校、県において設定します。)

- ・受給資格認定申請書(学校を通じて配布します。)
- ・市町村民税所得割額が確認できるもの(市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等)

また、上記手続こより受給資格の認定を受けた後は、原則、毎年7月に下記の書類を学校等に提出していただく必要があります。(具体の期限については各学校、県において設定します。)

- ·収入状況届出書
- ・市町村民税所得割額が確認できるもの(市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等)

## 【Ⅲ 支給限度額及び支給の上限について】

支給限度額は以下のとおりです。(授業料を限度として就学支援金を支給します。)

·全日制:月額 9,900 円 ·定時制:1単位 1,740 円 ·通信制:1単位 336 円

なお、単位制においては、履修単位数に応じた支給となります。

- ·支給対象単位数の上限:74 単位 ·年間の支給対象単位数:30 単位
- ·支給期間の上限:3年(定時制·通信制課程の場合は4年)

# 【IV 新制度と旧制度の適用について 】

新制度は平成 26 年度以降に入学した生徒に適用されます。原則として平成 25 年度以前から引き続き 高校等に在学する方は旧制度が適用されます。

ただし、平成 25 年度以前に高校等に在学していた場合でも、一旦退学して、相当の期間を空けて、平成 26 年度以降に再入学する際には、新制度が適用されます。

なお、平成25年度以前に在学していた期間も就学支援金の支給期間として算入されます。